

愛媛県私立中学校等授業料軽減実証事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱（平成29年4月1日文部科学大臣決定、平成30年7月1日一部改正）、私立中学校等修学支援実証事業費補助金の取扱いについて（平成29年4月1日付け28文科初第1761号、平成30年7月1日付け30文科初第504号により一部改正）及び愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内の私立中学校、私立中等教育学校の前期課程（以下「私立中学校等」という。）のいずれかに通う、低所得世帯に属する生徒の私立中学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、愛媛県私立中学校等授業料軽減実証事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立中学校等」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校及び中等教育学校の前期課程をいう。

2 この要綱において、「保護者等」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 学校教育法第16条に規定する保護者（ただし、法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項若しくは第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人又は生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）

(2) 生徒に前号の保護者がいない場合であって、当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助対象者、補助対象要件、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるところとする。

(補助金の代理受領)

第4条 補助対象者が生徒の保護者等の場合、私立中学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）は、当該保護者等に代わって補助金を受領し、その有する授業料等の債権の弁済に充てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 別表の1の補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、在籍する学校の学校設置者を経て、知事に提出しなければならない。

2 学校設置者は、申請者から提出のあった申請書、交付申請書（様式第2号）及び関係書類を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(補助金の変更交付の申請)

第7条 学校設置者は、補助金の交付決定を受けた事業について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の変更の交付を決定し、速やかに学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、虚偽の申請等により、不正に補助金の支給を受けていたことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、速やかに学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第11条 学校設置者は、補助金の交付決定を受けた事業完了後、速やかに実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を学校設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた学校設置者は、精算払請求書（様式第11号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第15条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助金の交付決定を受けた事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 学校設置者は、概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第12号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 第9条第1項の規定により、交付決定を取り消された者は、補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

（関係書類の保管）

第17条 学校管理者は、補助金に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年6月29日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

（この要綱の失効に伴う経過措置）

3 第9条から第12条まで及び第16条の規定は、平成34年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	補助対象者	補助対象要件	補助対象経費	補助金額
1	生徒の保護者等	<p>次の全ての要件を満たす場合</p> <p>(1) 生徒が、県内の私立中学校等のいずれかに、補助金の支給を受けようとする年度の7月1日時点では在学していること。</p> <p>(2) 補助金の支給を受けようとする年度の7月1日時点における生徒の保護者等の児童生徒の保護者等の所得金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（以下「判定額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の判定額を合算した額。以下同じ。）が140万円未満であること。ただし、寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満とする。また、児童生徒の保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入が</p>	<p>授業料（授業料減免等を行っている場合は、減免後の額）、施設整備費等</p> <p>※施設整備費等とは、授業料、入学料及び受験料以外の全ての生徒等納付金（例えば、施設整備費、実験実習費、冷暖房費等をいい、PTA会費等の委託徴収金、任意の寄附金、寮に係る経費、スクールバス代は除く。）をいう。</p>	支援の対象となる生徒1人当たり年10万円を上限とする。

		<p>ある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案することとする。</p> <p>(3) 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。</p> <p>(4) 児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が60万円以下であること</p> <p>(5) 児童生徒の保護者等が、申請書に付隨する誓約書を提出すること</p> <p>(6) 児童生徒の保護者等が、この補助金に付隨する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。</p>		
2	学校設置者	県内の私立中学校等の設置者であること。	事務の執行に要する経費のうち、人件費（賃金、時間外勤務手当、共済費（賃金に係る社会保険料）等）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、保管料及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	補助対象経費の実支出額を交付金額とする。ただし、予算の範囲内とする。

【関係書類】

- 1 · 市町村民税課税証明書等保護者等の市町村民税所得割額を証明する書類
· 預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の状況が確認できる書類
· 文部科学省が作成した私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査の調査票
- 2 · 領収書等の証拠書類（実績報告書提出時）

